

○個人情報保護管理規程

(令5規程第70号 令和6年3月31日)

個人情報及び個人番号保護管理規程（平17規程第8号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）における個人情報、要配慮個人情報、個人データ、個人関連情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適切な取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

2 法第5章第4節第1款から第4款までに規定する開示、訂正及び利用停止請求の手続きは、別に保有個人情報の開示等に係る実施規則（令5規則第29号）で定める。

3 この規程に定めのない個人情報等の取扱いに必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）並びに同委員会が策定する基本方針及びガイドライン等（以下、法及び番号法とあわせて「個人情報保護法令等」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項による。

2 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

3 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法令で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

9 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして法令で定めるものを除く。)をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして法令で定めるもの

10 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人のうち、法別表第二に掲げる法人を除く。)

(4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)

11 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

12 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

13 「役職員等」とは、制文規程(平17規程第60号)第3条に定める機構の役職員及び労働者派遣契約又は出向契約等により機構の業務に従事する当該契約等に係る者をいう。

14 「保有個人情報」とは、機構の役職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役職員等が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書(法人文書管理規程(平22規程第48号)第2条第1号に規定する法人文書)に記録されているものに限る。

15 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

16 「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)以下「独立行政法人等情報公

開法」という。) 第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の開示の請求(独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求をいう。)があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

17 「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして法令で定めるもの

18 「個人番号」とは、番号法の定めにより、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)で定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

19 「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

20 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

21 「個人番号関係事務」とは、番号法の定めにより機構が個人番号利用事務(行政機関等が番号法の定めにより個人番号を利用して処理する事務をいう。)に関して行う他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 機構に、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置く。

- 2 総括保護管理者は、経営管理を担当する理事をもって充てる。
- 3 総括保護管理者は、機構における個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理責任者)

第4条 機構に、個人情報保護管理責任者（以下「保護管理責任者」という。）を置く。

- 2 保護管理責任者は、研究インテグリティ・コンプライアンス室長をもって充てる。
- 3 保護管理責任者は、機構における個人情報等の適切な取扱いを確保するため、個人情報保護管理者を統括し、総括保護管理者を補佐する。
- 4 保護管理責任者は、前項に規定するもののほか、第36条に規定する行政機関等匿名加工情報の利用等に関する契約の締結及び第46条から第51条までに掲げる保護管理責任者の任に当たる。

(個人情報保護管理者)

第5条 組織規程（平30規程第23号）第3条に定める部門、部及び室並びに第4条に定めるプロジェクトチーム（以下「部署等」という。）に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は、情報セキュリティ管理規程（令3規程第1号）第8条第1項に規定する情報セキュリティ部署責任者をもって充てる。
- 3 保護管理者は、部門等における個人情報等の適切な取扱いを確保する。
- 4 保護管理者は、個人情報等を情報システムで取り扱う場合においては、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第6条 組織規程又は別に定める規則により設置される部署等の直近下位の組織に設置される課、グループ、ユニット等の組織（課、グループ等の組織が置かれない室、プログラム等の組織は当該組織、又は部署等の直近下位の組織に属さない者がいる場合には当該部署等をいう。以下「所管課室等」という。）に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、情報セキュリティ管理規程第8条第4項に規定する情報セキュリティ管理者をもって充てる。
- 3 保護担当者は、所管課室等における個人情報保護管理（情報システムで個人情報を取り扱う場合を含む。）に関する事務を統括する。

(監査責任者)

第7条 機構に、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、監査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

第3章 教育研修

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保護管理責任者、保護管理者及び保護担当者並びに個人情報等の取扱いに従事する役職員等に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発、適切な管理、その他必要な教育研修を行わなければならない。

- 2 総括保護管理者は、教育研修の実施を保護管理責任者に実施させることができる。

第4章 機構及び役職員等の責務

(機構の責務)

第9条 機構は、個人情報保護法令等及び本規程等を遵守し、個人情報等を取り扱わなければなければならない。

2 機構は、学術研究機関等として、学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で行う個人情報の取扱いについて、法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(役職員等の責務及び義務)

第10条 役職員等は、個人情報保護法令等及び本規程等を遵守するとともに、総括保護管理者、保護管理責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、適正に個人情報等を取り扱わなければならない。

2 役職員等（役職員等であった者を含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報及び個人番号の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5章 個人情報及び要配慮個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

第11条 機構は、個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 機構は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第12条 機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）機構が、当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（6）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第13条 機構は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。

（適切な取得）

第14条 機構は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 機構が、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。機構と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他法令で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして法令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第15条 機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 機構は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第6章 個人データ及び個人関連情報の取扱い

(データ内容の正確性の担保等)

第16条 機構は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(アクセス制限)

第17条 保護管理者及び保護担当者（以下「保護管理者等」という。）は、個人データを取り扱う業務の規模及び性質、個人データの取扱い状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスク（以下、これらを総称して「個人データの内容等」とする。）に応じて、当該個人データにアクセスする権限を有する役職員等の範囲及び権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない役職員等は、個人データにアクセスしてはならない。

3 役職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、第11条により特定された目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第18条 役職員等が第11条により特定された目的で個人データを取り扱う場合であっても、保護管理者等は、次に掲げる行為については、当該個人データの内容等に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等は、保護管理者等の指示に従い行う。

(1) 個人データの複製

(2) 個人データの送信

(3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第19条 役職員等は、保護管理者等の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要な防護措置を行う。

(廃棄等)

第20条 役職員等は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者等の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

2 保護管理者等は、個人データの内容等に応じて、当該個人情報データベース等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

（安全確保の措置）

第21条 機構は、個人データ（機構が取得し、又は取得しようとする個人情報であつて、機構が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。）の内容等を踏まえ、個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（役職員等の監督）

第22条 機構は、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（第三者提供の制限）

第23条 機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 役職員の所属する組織が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 役職員の所属する組織が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（役職員の所属する組織と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限

る。)。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 機構は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第24条 機構は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 機構は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 機構は、個人データを外国にある第三者(法令で定める体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、法令で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第25条 保護担当者は、個人データを第三者に提供したときは、法令で定めるところ

により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあたっては、第22条第1項のいずれか）に該当する場合は、この限りではない。

2 機構は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第26条 機構は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人の氏名

（2）当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 保護担当者は、前項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 機構は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第27条 機構は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

（1）当該第三者が機構から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

（2）外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 機構は、前項により個人関連情報を外国にある第三者（法令で定める体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、法令で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 保護担当者は、第1項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 機構は、前項の記録を、法令で定める期間又は文書の保存期間等の基準で定める期間のうち、いずれか長い期間保存しなければならない。

第7章 個人情報ファイル簿の作成及び公表

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第28条 機構は、法令で定めるところにより、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 機構の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を機構以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他法令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の大利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 一年以内に消去することとなる記録情報を記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 役職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
- (10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして法令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、機構は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第29条 機構は、個人情報ファイルが第2条第16項に該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第33条の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第33条の提案を受ける組織の名称及び所在地

2 保護管理責任者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案をすることができる期間

第8章 仮名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の作成等)

第30条 機構は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法令で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 機構は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして法令で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 機構は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)を取り扱ってはならない。

4 機構は、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。

5 機構は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について公表しなければならない。

6 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

7 機構は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

8 機構は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

9 機構は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

10 機構は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書

便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法令で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

11 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第11条第2項及び第52条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第31条 機構は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

（1）仮名加工情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

（2）特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ公表しているとき。

3 仮名加工情報取扱事業者は、前項第2号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について公表しなければならない。

第9章 行政機関等匿名加工情報の取扱い

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第32条 機構は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成することができる。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

（1）法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）

（2）保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 機構は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集）

第33条 機構は、定期的に、機構が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨の記載があるものに限る。）について、法第112条第1項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第34条 機構は、前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者から提案を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書面を提出させなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
 - (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる委員会規則で定める加工の方法を特定するに足りる事項
 - (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法、その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - (8) 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法
- 2 前項の書面には、次に掲げる書面を書類が添付されなければならない。
- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）

第35条 機構は、次の各号のいずれかに該当する者からは、前条第1項の提案を受けることができない。

- (1) 未成年者

- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 第39条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(行政機関等匿名加工情報の利用等に関する契約の締結)

第36条 機構は、行政機関等匿名加工情報の利用を認めた者との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結するものとする。

2 機構は、第29条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1項第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者からの、機構に対する当該事業に関する提案を受けるものとする。当該行政機関等匿名加工情報について前項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第37条 機構は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法令で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 機構は、行政機関等匿名加工情報の作成を委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)する場合は、前項と同じ加工がされるよう必要な措置をとらなければならない。

(利用料)

第38条 機構は、第36条第1項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者から、次の利用料を受領しなければならない。

2 第1項の規定による利用料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 独立行政法人情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)

- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
- (3) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けたものに対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

3 第 36 条第 2 項の規定により納付しなければならない利用料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第 36 条第 1 項の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
- (2) 第 36 条第 1 項の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

4 機構は、前 3 項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第 39 条 機構は、第 36 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第 35 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第 40 条 機構は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 機構は、行政機関等匿名加工情報、第 32 条第 4 項に規定する削除情報及び第 37 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために、行政機関等匿名加工情報等の取扱いについては、本章の定めに従うとともに、第 17 条から第 20 条までの規定に準じなければならない。この場合において、第 17 条から第 20 条までの規定中「個人データ」とあるのは「行政機関等匿名加工情報等」と読み替えるものとする。

3 機構は、行政機関等匿名加工情報等の取扱いを委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、委託先において前項と同じ取扱いがされるよう必要な措置をとらなければならない。

（従事者の義務）

第41条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員等（当該取扱いに従事する役職員等であった者又は前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者を含む。）は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第42条 機構は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、法令で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 機構は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法令の定めにより行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 役職員は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、匿名加工情報の取扱いについては、本章の定めに従うとともに、第17条から第20条までの規定に準じて取り扱わなければならない。この場合において、第17条から第20条までの規定中「個人データ」とあるのは「匿名加工情報」と読み替えるものとする。

4 機構は、匿名加工情報の取扱いを委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、委託先において前2項と同じ取扱いがされるよう必要な措置をとらなければならない。

第10章 個人番号及び特定個人情報の取扱い

（個人番号及び特定個人情報の取扱い）

第43条 機構は、個人番号の利用に当たり、その利用範囲を個人番号関連事務の範囲内に限定するよう措置しなければならない。

2 機構は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

3 機構は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

4 機構は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

5 機構は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号または特定個人情報を

提供してはならない。

(特定個人情報の事務取扱担当部署及び取扱事務)

第44条 機構における特定個人情報を取り扱う部署(以下「事務取扱部署」という。)は、人事部職員課及び経理部経理課とする。

2 事務取扱部署が行う個人番号関係事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 紹与所得の源泉徴収票作成関係事務
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び年金基金関係事務
- (3) 雇用保険関係事務
- (4) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成関係事務
- (5) その他番号法により定められた事務

3 事務取扱部署は、個人番号関係事務において次の各号に定める特定個人情報を取り扱う。

- (1) 機構が番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施するため、役職員等その他の本人から提示又は提出を受けた本人確認資料及びこれの写しに記載されたもの。
- (2) 機構が、行政機関に提出するために作成した源泉徴収票等その他の法定調書等及びこれらの控えに記載されたもの。
- (3) 機構が、法定調書を作成する上で役職員等、外部有識者等、扶養親族その他の本人から提出を受けた個人番号の記載のある申告書等に記載されたもの。
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される個人情報として保護管理者が指定するもの。

(個人番号に関する提出書類及び本人確認)

第45条 機構は、役職員等その他の本人から個人番号の提供を受けるときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを提出するよう求めることができる。

- (1) 番号法第17条に規定する個人番号カードの写し
- (2) 番号法第7条に定める通知カードの写し
- (3) 個人番号が記載された住民票の写し
- (4) 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

2 機構は、前項の書類に係る本人確認を行う必要がある場合には、役職員等に対して身分証明書の提示を求めることができる。

3 役職員等は、個人番号に変更を生じたときは、速やかに必要な事項を記載した書類を機構に提出するものとする。

(業務の委託等)

第46条 機構は、個人データ、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人データの内容等を踏まえ、当該個人データ等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 機構は、特定個人情報の取扱いに係る業務（個人番号関係事務）の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

3 機構は、前2項の規定により、個人データ又は特定個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ又は特定個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託に係る事前協議)

第47条 保護担当者は、個人データ又は特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該委託に係る取扱い内容又は仕様について、保護管理責任者と協議するものとする。ただし、個人データの内容並びに委託する事業の規模及び性質等を踏まえ、契約書に相当する書面（標準約款、請書その他これに準ずる書面を含む。）により個人データの適正な取扱いが確保できると認められる場合にはその限りでない。

2 保護担当者は、前項に規定する協議を要する場合には、当該協議の後に契約担当役に対し、個人データの取扱いを含む契約の締結を依頼するものとする。

(契約書の作成)

第48条 契約担当役は、契約内容に個人データの取扱いに係る業務を含む場合には、当該契約書に次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 個人情報等に関する秘密保持、第三者提供の制限、目的外利用の禁止、安全管理措置、保管等に関する事項
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第49条第1項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人データの複製等の制限に関する事項
- (4) 個人データの漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託等終了時における個人データの消去・廃棄及び媒体の返却に関する事項
- (6) 委託先に対する検査等に関する事項
- (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 前項に規定する事項が、個人情報等の取扱いに関する特約条項として付される場合には、細則に定める書式を標準とする。
- 3 契約担当役は、特定個人情報の取扱いに係る業務（個人番号関係事務）の全部又は一部を外部に委託する場合には、前項各号の事項に加えて次に掲げる事項を明記するものとする。
 - (1) 特定個人情報等を取り扱う業務従業者に関する事項
 - (2) 特定個人情報を取り扱う従業者に対する監督及び教育に関する事項
 - (3) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項
 - (4) 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項
 - (5) 委託先に対する実地の検査、調査等に関する事項
- 4 契約担当役は、個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（再委託に係る措置）

第49条 保護担当者は、委託先において個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に対し、再委託先には個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう求め、必要な措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの内容等に応じて、委託先を通じて又は自らが第51条に規定する検査等を実施するものとする。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 保護担当者は、委託先が前項に規定する再委託を行う場合には、事前に保護管理責任者の承認を得るものとする。

（委託先からの報告事項等）

第50条 保護担当者は、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人データ又は特定個人情報の管理の状況に関する事項等について、当該委託先から書面により提出を受け確認する。

2 保護担当者は、契約又は個人データ若しくは特定個人情報の取扱いに係る業務が終了したときは、直ちに委託先から当該個人データ又は特定個人情報の返還を受け、若しくは予め定められた方法に従い委託先に廃棄又は消去させるものとし、委託先との間で相互に当該処置結果を確認し合い、処置結果を書面により提出させるものとする。ただし、委託先の個人データの取扱いに係る規程及び業務内容により、委託先において引き続き当該個人データを保有する必要がある場合には、廃棄等に係る予定等細則に規定する事項を記載した書面を提出させるものとする。

3 保護管理責任者は、保護担当者に対して、第1項及び前項に係る内容について、書

面により報告を求めるものとする。

(検査等の実施)

第51条 保護管理責任者及び保護担当者は、特定個人情報又は委託する業務に係る個人データの内容等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人データ又は特定個人情報の管理の状況及び安全管理措置について、定期的に書面又は実地による検査等を実施するものとする。

第12章 事故発生時の対応

(漏えい等の報告等)

第52条 個人情報等の漏えい、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び部署等又は所管課室が個人情報保護法令等及び本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案が発生したときは、その事実を知った役職員等は、直ちに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定に基づき報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる（職員に行わせることを含む。）とともに、保護管理責任者に報告しなければならない。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、適時、保護管理責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者にも報告するものとする。

4 保護管理者は、第1項に規定する事案が情報セキュリティインシデントに該当する場合又は該当するおそれがある場合には、前2項の報告とあわせて情報セキュリティ管理制度規程（令3規程第1号）第23条に規定する対処を行わなければならない。

5 保護管理責任者は、第3項の規定に基づく報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護管理者へ速やかに報告しなければならない。

6 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するとともに、文部科学省に対して情報提供しなければならない。

7 総括保護管理者は、次に掲げる事案が生じたときは、法令で定めるところにより、当該事案が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、法令で定めるところにより、当該事案が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を

保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、この条において同じ。) の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事案

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事案

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事案

8 第5項から前項までに規定する報告等については、情報セキュリティインシデントの内容、経緯、被害状況及び対処に係る状況等も踏まえて、情報セキュリティインシデントに係る規程及び対応手順に基づき、適切に実施するものとする。

(本人への通知等)

第53条 保護管理者は、前条第7項に規定する場合には、本人に対し、法令で定めるところにより、当該事案が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるべきは、この限りでない。

第13章 監査及び点検等の実施

(監査)

第54条 監査責任者は、個人情報等の適切な取扱いを検証するため、機構における個人情報等の管理の状況について、年1回又はそれ以上の頻度で監査を実施する。

2 監査責任者は、監査計画を策定し、監査を実施しなければならない。

3 前項に定める監査計画書については、監査目的、監査の種類、監査項目、被監査部門、監査実施時期その他必要な事項を定めるものとする。

4 監査責任者は、状況の変化に応じ、総括保護管理者から計画された以外の監査の実施の指示を受けた場合には、随時の監査計画を定める。

5 監査は、書面監査のほか実地監査により実施するものとし、監査の実施に当たり、資料の提出又は実施状況の報告(是正等措置に対する実施状況の報告を含む。)を求めることができる。

6 監査責任者が、外部の者を監査人として指名し監査を外部に委託することができる。この場合においては、契約書に、監査方法、守秘義務、その他監査の公平性と客観性の

維持に必要な条項を定め、適正な監査の委託を実施しなければならない。

7 監査責任者は、監査結果を監査報告書として総括保護管理者に報告する。

(点検)

第55条 保護管理者は、部署等における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、かつ必要に応じ隨時に点検を行い、見直し等を行うとともに、必要があると認めるときは、その結果を保護管理責任者に報告する。

2 保護管理責任者は、前項に基づく報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、総括保護管理者に報告する。

(評価及び改善)

第56条 総括保護管理者は、監査報告書及び点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、指摘事項に対する改善等の措置を講ずる。

第14章 個人情報保護管理委員会

(個人情報保護管理委員会)

第57条 総括保護管理者は、個人情報保護管理に関する重要事項を審議するため、機構に個人情報保護管理委員会を置く。

2 個人情報保護管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 機構の保有個人情報等の適切な管理に係る重要事項
- (2) 機構の保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の対応及び再発防止のための措置に係る事項
- (3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する審査請求に係る事項

(個人情報保護管理委員会の構成)

第58条 個人情報保護管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総括保護管理責任者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保護管理責任者をもって充てる。
- 4 委員は、情報セキュリティ委員会（情報セキュリティ委員会運営細則（平25細則第67号））の副委員長及び委員並びに監査責任者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(個人情報保護管理委員会の招集及び運営等)

第59条 個人情報保護管理委員会は、委員長が招集する。

2 個人情報保護管理委員会の運営は、研究インテグリティ・コンプライアンス室が担当する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(報告)

第60条 委員長は、委員会の審議内容を理事長に報告する。

第15章 その他

(苦情・相談窓口)

第61条 機構に、機構における保有個人情報等の取扱いに関する本人からの問い合わせ、苦情又は相談に関する受付等を行う苦情・相談窓口を設ける。

2 前項における苦情・相談窓口の担当課は研究インテグリティ・コンプライアンス室とする。

(懲戒の対象)

第62条 役職員が、本規程に故意に反した場合、又は自己の職務を適正に遂行していれば違反を回避し得た場合は、定年制職員（研究系）就業規程（平25規程第80号）、定年制職員（技術・事務系）就業規程（平25規程第81号）、任期制職員就業規程（平16規程第10号）、ポストドクタル研究員就業規程（平20規程第19号）、支援スタッフ（無期）就業規程（平26規程第81号）、支援スタッフ（任期制）就業規程（平25規程第82号）、研究支援パートタイマー（無期）就業規程（平29規程第33号）、臨時研究補助員就業規程（令1規程第3号）、シニアスタッフ就業規程（平18規程第12号）、支援スタッフ（シニア）就業規程（平26規程第82号）、研究支援パートタイマー（シニア）就業規程（平29規程第34号）、研究支援パートタイマー（任期制）就業規程（平17規程第29号）又は学術研究船船員就業規程（平16規程第11号）の定めるところに従い、解雇を含む懲戒の対象とすることができます。

(適用範囲)

第63条 この規程は、機構が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を外国において取り扱う場合についても、適用する。

(その他)

第64条 この規程の実施について必要な事項は、別に細則に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。